

別記様式（第4条関係）

会 議 録

|                               |   |   |
|-------------------------------|---|---|
| 会 議 の 名 称                     | 令和5年度 第2回 宍粟市子ども・子育て会議  |   |
| 開 催 日 時                       | 令和6年3月26日（火） 午後1時30分～午後3時00分  |   |
| 開 催 場 所                       | 宍粟市役所 北庁舎4階 401会議室  |   |
| 議 長（会 長）<br>氏 名               | 新庄 康史   |   |
| 委 員 氏 名                       | （出席者）<br>船曳 由紀、大畑 あけみ、山田 里香、<br>新庄 康史、山本 千津子、谷林 由美、<br>中林 久美子、古根川 淳也  | （欠席者）<br>矢野 聡、前田 美紀、<br>尾鼻 祐也、畑尾 浩弥、<br>中本 弘美 |
| 事 務 局 氏 名                     | 健康福祉部 橋本部長、安井次長<br>健康福祉部社会福祉課 西嶋課長、恵美副課長兼係長 八木主事<br>健康福祉部保健福祉課 大谷次長兼課長、堂田副課長兼室長<br>教育部こども未来課 小池課長<br>（株）都市設計総合研究所 田中所長  |   |
| 傍 聴 人 数                       | 0人  |   |
| 会議の公開・非公開の<br>区分及び非公開の<br>理 由 | 公開  | （非公開の理由）                                      |
| 決 定 事 項                       | <p>（議題及び報告事項）</p> <p>① 開会（健康福祉部長）</p> <p>② 会長あいさつ</p> <p>③ 会議の目的</p> <p>④ 協議事項</p> <p>（1） 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実施状況について</p> <p>（2） 第3期計画策定のためのニーズ調査（速報）について</p> <p>⑤ 報告事項</p> <p>（1） 宍粟市こども家庭支援センターの設置について</p> <p>⑥ その他</p> <p>⑦ 閉会</p> |   |
| 会 議 経 過                       | 別紙のとおり  |   |
| 会 議 資 料 等                     | <p>令和5年度第2回宍粟市子ども・子育て会議次第及び会議資料（添付資料）</p> <p>資料1 宍粟市子ども・子育て会議条例</p> <p>資料2 第2期宍粟市子ども子育て支援事業計画 各種施策の取組状況</p> <p>資料3 第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画策定のための子育て</p>   |   |

|                |  |
|----------------|--|
|                | て支援に関するニーズ調査（速報版）<br>資料4 令和5年度調査と平成30年度調査の比較 |
| 議事録の確認<br>（記名） | （委員長等）<br>_____ 新庄 康史 _____                  |

(会議の経過)

| 発言者 | 議題・発言内容   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>1. 開会<br/>《健康福祉部長あいさつ》</p> <p>2. あいさつ<br/>《会長あいさつ》</p> <p>3. 会議の目的<br/>本会議の所掌事務は、本日の資料の3～4ページに付けさせていただいております「宍粟市子ども・子育て会議条例」第2条第4項に基づき、「本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること」となっております。</p> <p>具体的には第2期事業計画における令和5年度の実施状況の報告のほか、今回は第3期計画策定に向けたニーズ調査の速報値について報告させていただき、今後の取組などについて議論いただくものであります。</p> <p>また、本会議の議事録はホームページにて公開、会議の内容につきましては、宍粟市議会の常任委員会において報告させていただくこととしておりますのでご了承下さい。</p> <p>本日は全委員13名中8名のご出席をいただいております。</p> <p>宍粟市子ども・子育て会議条例第6条第2項において「会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされております。本日は5人の欠席の方がいらっしゃいますが、定足数を満たしておりますことをここにご報告申し上げます。</p> <p>また、この会議は公開することになっており、本日会議を傍聴される方はございません。</p> <p>これより、新庄会長に進行をお願いします。</p> |
| 会長  | 4. 協議事項（1）第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実施状況につきまして、事務局よりそれぞれ説明をお願いします。   |
| 事務局 | （資料に沿って説明）  |
| 会長  | 協議事項（1）について説明いただきましたが、この報告につきまして、何かご質問があれば挙手してください。   |
| 委員  | ①幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育について、教育事業【1号   |

|     |   |
|-----|---|
|     | 認定】の実績値と利用希望者の数字は何を意味しているのですか。  |
| 事務局 | 実績値というのは利用の定員を意味しています。例えば、Aという園の実績値が70の場合、利用人数が70人という意味ではなく、定員が70人という意味になります。各園のそれぞれの定員数を合計すると230人となり、これが令和5年度の実績値230となっています。これにつきまして、来年度は幼稚園等の閉所などにより、実績値の若干の減少が見込まれ、次の計画に向けて値が変動していくと考えています。  |
| 委員  | では、教育事業【1号認定】の実際の利用者数は85人を見込んでいるということですね。   |
| 事務局 | そのとおりです。令和元年10月から始まった保育料の無償化などが影響し、1号認定の利用希望者数は減少傾向となっています。途中、神野幼稚園の閉園なども影響し、数字が減少したような印象になっていると考えています。   |
| 委員  | ⑤病児・病後児保育事業について、実績値が390人で利用希望者が445人ということですが、これは差引きした55人が利用を希望したが使えなかったということですか。   |
| 事務局 | そのとおりです。利用申込みの電話がありましたが、その日の定員がいっぱいとなり、お断りさせていただいた人数となっています。  |
| 委員  | 来年度以降において、利用したいのに利用できない状況が発生していることに対する対策は何か考えておられますか。   |
| 事務局 | 現在、病児保育室そらまめには保育室が2つあり、それぞれ同じ症状のお子様の場合には最大3名、兄弟で利用される場合は最大4名まで入室できます。このあたりはハード面の部分となるため、今すぐに方向性をお示しするのが難しいのですが、今年度の利用状況を見てみると、定員がいっぱいになっている日が発生している状況もありますので、次期計画に向けてはそのあたりも踏まえて、どのような方向性が望ましいのか検討を進めていきます。また、今回ニーズ調査も行っているため、その結果も踏まえて将来的な量の見込みを算出していくなかで、対策等も検討していきたいと思っています。 |
| 委員  | 新病院の建設が予定されていますが、この病児保育室も新病院に移転したり拡充したりということをご予定されているのでしょうか。  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>予定としては、病児保育室も総合病院と一緒に移転となっており、ニーズ調査の結果も踏まえ、部屋数等が足りないとなった場合は、拡充を検討する予定です。しかし、今この場で増設しますとは断言できません。今後検討していきたいと思います。</p>  |
| 委員  | <p>⑫養育支援訪問事業について、令和5年度の取組状況の中で、事業所の確保が困難であるという説明がありましたが、これはどのような理由で確保が困難になっているのですか。</p>  |
| 事務局 | <p>現在、この事業は主に家事のサポートという形で行っており、利用希望があればヘルパー事業所に依頼をして、支援計画を立てていくこととなります。実際、今年度は利用希望者が1人おり、事業所に相談したケースがありましたが、利用希望者から利用を取り下げたいという申し出があり、実現しませんでした。その調整の際に、ヘルパー事業所は主に介護が必要な高齢者や障がいのある方々の支援をたくさんされていますので、利用回数や状況にもよりますが、調整が難しいと感じました。市外の新たな事業所を検討するという手段もありますが、利用希望者が複数人いて利用期間が重なるようなことがあれば調整が難しく、またこの事業の研修を受けていただく必要もあり、事業所確保の困難さを感じています。しかし、必要な方がいる場合はすぐに調整していきたいと考えております。</p> |
| 委員  | <p>つまり、もし急にこの事業の利用が必要な事案が発生しても、すぐにお願いできる事業所がなく、支援する体制が整っていないということですね。</p>  |
| 事務局 | <p>今年度、実際に相談があった時は市内の事業者と調整を行い、支援する方向になりかけましたが、利用希望の時期にヘルパーが支援に入ることができるとい話になると、事業者との契約準備や事業所の数が少ないことなどが要因で難しさを感じたという現状です。</p>  |
| 委員  | <p>説明事業の中で不登校に関する支援や対策がないのですが、不登校に関する様々な話を耳にします。主な担当は学校教育課や教育総務課になるのかと思うのですが、子どもの不登校が原因で親が働けなくなるなど、社会福祉に関連してくる事案もあると思います。市役所全体として何か対策したり、子育てに関する部署で取り扱ったりする予定はないのでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>今回の会議は条例に記載してあるとおり、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況</p>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>を調査審議することを目的としております。そのため、不登校支援などをこの場で協議するということが、なかなか難しい状況となります。ご意見をいただきましたら、もちろん今後の協議事項の参考にさせていただきたいと思っております。不登校支援について、現状、社会福祉課では取り扱っておりません。不登校は教育委員会、引きこもりは福祉相談課がそれぞれ担当窓口となっており、そちらの課と報告や連携をしながら、子どもの居場所に関して協議していく必要があると考えています。市内で不登校や引きこもりの支援を実施している事業所にひまわりの「歩歩」がございませす。そちらの事業所に市が委託し、支援を実施しているのですが、本日は福祉相談課の担当職員がいないため、詳しいことが申せません。今後、さらに子どもの居場所が必要になると考えておりますので、教育委員会や福祉相談課、そして子どもに関することなので社会福祉課等も含めて複数の部署で連携をしながら検討していきたいと思っております。</p>   |
| 事務局 | <p>補足させていただきます。第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられています。そして、この委員会は法律に基づいて作られています。また、子ども・子育て支援新制度の概要の中に、この計画はどのような事業について定めるのかが記載されています。それぞれの事業について計画を立てるときに、市として、また民間も含めてどれくらいその施設を確保するか、そして円滑に実行するかというのがこの計画の主たるところであります。子どもを取り巻く環境というのは様々です。家庭内のこと、学校内のことなどがありますが、不登校支援については、子どもに関係する大事なことなので、関連事項として議論や意見していただくことは本当にありがたいことですが、教育委員会でも協議・検討されていることもあり、今回の計画には載せづらいということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>学校や学校外での子どもの時間、また家庭での時間、地域での時間というのも、子育てに関する重要なところですよ。居場所について、昔は近所の友達と遊んだり、公民館で遊んだりしていましたが、今は子育て支援センターや塾等の習い事なども子どもの居場所です。引きこもりにつきましても、子ども自身がどうやって自分の居場所を見つけるか、どうやってその環境を整えていくかということは大変です。子ども・子育て支援事業計画としては施設量や支援の規模、人数等の把握を中心にご意見を伺えればと思います。</p> |
| 会長  | <p>ただいまの説明でよろしいですか。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 委員  | わかりました。  |
| 会長  | <p>補足ですが、不登校に関して県が各学校に不登校児のための教室を作るといふ施策を行っており、宍粟市も4月1日から中学校7校、小学校3校で実施されるそうです。</p> <p>他に意見がある方はいらっしゃいませんか。</p> <p>それでは意見がないようなので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>協議事項（2）第3期計画策定のためのニーズ調査（速報）につきまして、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | （資料に沿って説明）   |
| 会長  | 協議事項（2）について説明いただきましたが、この報告につきまして、何かご質問があれば挙手してください。  |
| 委員  | 24 ページの中で、「この1年間に、冠婚葬祭、家族の病気等の保護者の用事により、お子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわないといけないことはあったか」について、「あった」と答えている方が1割いらっしゃるのですが、こういう場合はファミリーサポートセンターで泊まりがけの預かりも対応してくれるのですか。   |
| 事務局 | 現時点では、夜の8時頃までの預かりはできますが、泊まりがけで預かることはできない会則となっています。   |
| 委員  | 泊まりがけで見てほしいという需要に対するサービスは宍粟市に何かありますか。  |
| 事務局 | ファミリーサポートセンターは時間が決まっており、泊まりでの預かりの例はありません。他に社会福祉課の事業の中で泊まりがけの預かりを行っている事業はなく、教育委員会で行っている一時預かり事業についても19時頃までの利用となります。保護者の方の長期入院などになると一時保護となることもあり、その場合は、県のこども家庭センターでの預かりになります。                                     |
| 委員  | 参考としてお話ししますが、明石市がショートステイ里親という事業を始めたとされています。この事業の利用者が今非常に増えており、3泊4日程度の泊   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>まりがけの預かりにも対応してくれるそうです。宍粟市でも、社会福祉協議会のこどもホームステイ事業などや町ぐるみで子どもを何泊か預かるような文化があり、土壌もありますので、泊まり込みで子どもを預かってほしいという要望に上手く行政で対応できないでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>条件があり、必ず預かってもらえるというわけではなく、明石市の事業とも少し違いますが、宍粟市内でも子どもを1人にすることができないというご相談が過去に保護者からあり、家庭児童相談室で対応してショートステイ里親を利用された方がいらっしゃいました。</p>   |
| 委員  | <p>その場合は、宍粟市の事業として里親に依頼するということですか。</p>   |
| 事務局 | <p>調整は家庭児童相談室が行います。支援者が少ないことや時代的に友人の家で預かってもらうといったインフォーマルなパターンが生まれてきていると思いますので、そのあたりも視野に入れて今後は支援等を考えていきたいです。</p>  |
| 委員  | <p>調査の中でニーズが1割ぐらいあるため、それに対して何か使いやすい身近な制度があれば、みんなが安心して子育てできるのかなと思います。</p>   |
| 会長  | <p>ほかにありませんか。</p>  |
| 委員  | <p>アンケートの有効回収率があまりにも低いのですが、前回調査との比較やニーズ調査をするうえで、この回収率で調査が有効となり得るのかどうかをお伺いしたいです。</p>  |
| 事務局 | <p>就学前児童の場合、今回は49.7%、前回は46.3%となっており、3.4%増となっております。ただ、就学児童の場合、今回は39.1%、前回は48.6%で9.5%減となっております。全体では、今回は44.7%、前回は47.6%となっており2.9%減となっております。これが有効な回答になり得るのかについては、今回アンケートの集計等を委託しております会社のご担当者様に来ていただいておりますので、そちらから報告いたします。</p> |
| 事務局 | <p>就学前児童の場合、前回と比べて約3%増となっております。就学児童の場合は約10%減となっておりますが、下がった理由には様々な事情があると考えられます。特に、こういった子育て関連の調査の場合は、一般的には就学前児童の方が高くなる傾向があります。就学児童が使う事業があまり多くないので、基本的には就学前児童の保護者の方の回答率が高いです。ど</p>  |



|     |  |
|-----|--|
|     | <p>のくらいの回収率であれば有効かという話ですが、現実的に 100%は不可能なので、1つの目安として 50%をめざします。ただ、現実的に我々が調査している中で 50%以上は珍しく、40%近くになることが多いのが実情です。今回の調査結果を見ると、両方ともほぼ 40%を満たしているので特に問題ははありません。細かい数字の差よりも前回と比べてどこが大きく変わっているのかを見ていただければ、非常に参考になると思います。</p> |
| 会長  | <p>ほかにありませんか。</p>  |
| 委員  | <p>このアンケートの提出先を学校にするのはどうですか。そうすれば回答率もあがるのではないのでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>こういったアンケート調査は原則郵送での送付となっており、回答は個人の自由となっているため、学校で回収するというのは難しいです。今回は対象者の中に若い方もいらっしゃったため、回収率を上げるためにインターネットでの回答も導入しました。</p>   |
| 会長  | <p>ほかにありませんか。</p>  |
| 委員  | <p>アンケートの質問項目が多いように感じます。</p>   |
| 事務局 | <p>確かに就学前児童の場合、就学児童と比べて3倍程度の項目数となっています。法律で聞かないといけない質問が決まっており、そこに各市町の実態に合わせた質問を追加するのですが、本当に必要な項目だけを残し、調整したうえでこの量になっています。</p>  |
| 会長  | <p>ほかにありませんか。<br/>ないようですので、次の議題へ進みます。</p>  |
| 事務局 | <p>5. 報告事項（1）宍粟市こども家庭支援センターの設置につきまして、事務局より報告をお願いします。<br/><br/>（資料に沿って説明）</p>   |
| 会長  | <p>この報告につきまして、なにかご質問があれば挙手してください。</p>  |
| 委員  | <p>今まで県のこども家庭センターが担っていた業務を一時的に市が担うようになるということですか。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 県からの業務が移管されるわけではなく、宍粟市の子育て支援の充実に向け、関係課をなるべく同じフロアにし、子育て関連の窓口を集約しました。  |
| 委員  | 不登校についてもここで相談できるようになるのですか。   |
| 事務局 | 不登校は教育委員会が担当となりますが、ご相談いただければ内容によって担当課に繋ぐこととなります。家庭児童相談室や現在社会福祉課が担当している里親事業なども、こども家庭支援センターに集約されます。里親事業に関して、現在市では広報活動をする中で、相談があれば適宜県に繋ぐという業務をしており、業務内容自体は変わりません。   |
| 委員  | 既に青少年育成センターがありますが、こども家庭支援センターの役割等がよく分からないのでもう少し詳しく教えてください。   |
| 事務局 | こども家庭支援センターは子どもに関わることを総合的に支援していく場所となります。保育所、幼稚園、小学校、中学校にパンフレットなどを配布させていただいています。子育てに関しても、学校にご相談される場合もありますが、間接的に保健福祉課や家庭児童相談室にご相談いただくことも可能です。とにかく色んなところから支援が受けられることを感じていただきたいです。また、情報を共有していくにあたり、個人情報となるため、必要な時期に必要な段階で関係部署に繋ぐという方針を持って対応しております。窓口としては、あらゆる相談を受け付けて、一緒に考えていきたいと思いますという立場で対応しております。 |
| 委員  | 網を何重にも張り巡らせていくというふうに理解しました。さつき学級や青少年育成センターに保護者等から電話があり、不登校の相談を受けたことがあるという話を聞いたことがあります。今後はこども家庭支援センターの窓口で直接電話があると思います。どのような対応をしていくのでしょうか。   |
| 事務局 | 以前は子どもにとって居場所が学校しかなく、学校に通うか、家で休むかしか選択肢がない中で、保健室登校という言葉聞いたことがあると思います。学校の教室には入りづらいため保健室に登校し、学校に慣れたらまた教室に戻る子どもがいました。それがだんだん不登校という形になり、学校そのものに行けない子どもが顕著に数字として都市部だけでなく、田舎でも表れるようになりました。その中で宍粟市内においても、さつき学級のような、不登校児が学校に通えるようになるまでの間、みんなと勉強   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>したい時や学校の先生と触れ合いたい時、みんなと話がしたい時に行ける場所ができました。また、不登校だけに限らず、学校内外のことについて、学校内外の関係機関と連携を取り持つところとして青少年育成センターができました。そういった中で、教育委員会だけが中心となって学校に行きづらい子どもたちに支援の手を差し伸べるのではなく、福祉の面からの支援として健康福祉部の福祉相談課でひきこもり支援を行い、ひきこもりが不登校の延長線上にあることが多いことから、福祉相談課でも不登校児に関する窓口を設けています。学校には相談しづらい内容を相談できるようにこの窓口を設けました。また、保健福祉課で以前から虐待などの事案を家庭児童相談室や県のこども家庭センターに繋ぎ、子どもの一時救済を行っています。それ以外にも伴走型保育・教育の一環として、赤ちゃんが生まれたら保護者と一緒になって子育てをしていくということで、学校生活に関連する不登校についても教育委員会だけが窓口となるのではなく、家庭の悩み事として受け入れることも、こども家庭支援センターの役割としております。学校への繋ぎという点では、保健福祉課、福祉相談課、教育委員会、青少年育成センターが一緒になって、子どもの成長を見守り、最終的には学校への復学を願いますが、それぞれの子どもの気持ちを大事にし、相談等を受けながら子どもたちや保護者を支援していきます。国としても様々な制度や支援の手を身近に感じてほしいという傾向があります。こういった中でこども家庭支援センターを設置し、学校生活やいじめ、不登校について、教育委員会だけでなく、保健福祉課やこども家庭支援センターにも家庭の悩み事として相談していいんだということを感じていただいて、実際にご相談いただいて学校に繋ぎ、最終的には子どもたちにとって再び学校が居場所になることを願って支援をしていきます。組織としては教育委員会とは違いますが、子どもと保護者を様々な面から支援するという目的で、こども家庭支援センターへ相談できることの1つとして学校生活を挙げさせていただいております。</p> |
| 委員  | <p>こども真ん中社会の実現に向けてということでもあるんですね。理解できました。</p>   |
| 会長  | <p>ほかに何かありませんか。</p> <p>ないようですので、報告事項は以上といたします。</p> <p>ほかに事務局から何かございませんか。</p>   |
| 事務局 | <p>こども未来課から1つよろしいでしょうか。少子化による子どもの減少や社会的な背景なども踏まえて、平成21年度から令和7年度を目標に幼稚園</p>   |

|    |   |
|----|---|
| 会長 | <p>と保育所機能を併せ持つ幼保連携型のこども園の整備を進めております。それに伴いまして、令和6年4月より、城東保育所の隣に新たに民間が運営する幼保連携型の認定こども園ができますことを報告させていただきます。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>ないようですのでこれもちまして、本日の議題はすべて終了となります。本日の会議内容につきましては、宍粟市議会常任委員会に報告していただくとともに、会議録につきましては宍粟市ホームページに公開させていただきます。</p> <p>7. 閉会<br/>《副会長あいさつ》</p> |
|----|---|